

住み慣れた家で自立した生活を送るために～住宅改修と福祉用具の利用～

- 介護を必要とする人の生活環境を整えるために、介護保険を使って住宅改修や福祉用具を利用できます。
- ・利用には、要介護認定(要支援1・2、要介護1～5)が必要です。
 - ・自己負担割合は所得によって変わります。

●住宅改修

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として、費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

▼介護保険の対象となる工事の例

- ・手すりの取り付け ・段差や傾斜の解消 ・和式から洋式への便器の取替え など

※工事施工前の事前申請が必要です。必ず担当ケアマネジャーや地域包括支援センターまでご相談ください。

●福祉用具

日常生活の自立や介護者の負担軽減のため、福祉用具の購入やレンタルが利用できます。

▼購入対象となる福祉用具の例（年間10万円を上限として、費用の7～9割が支給されます）

- ・腰かけ便座 ・入浴補助用具 など

▼レンタル対象となる福祉用具の例（月々の利用限度額の範囲内で実際の費用の1～3割が自己負担です）

- ・杖や歩行器 ・工事不要の手すりやスロープ ・車椅子や介護用ベッド(原則、要介護2～5が対象) など

※一部の福祉用具はレンタルと購入を選択できます。

※心身の状態にあった福祉用具を選ぶためにも、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、福祉用具専門相談員などと相談の上、ご利用ください。

問合せ 介護保険課 ☎(42) 8444

住宅リフォーム費用の一部補助(後期分)

市民のみなさんが住宅をリフォームする場合に、その費用の一部を補助します。

▼対象(全てに該当)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ①申請および補助決定前に着工・着手していない | ⑤工事・設計費が税抜き20万円以上である |
| ②対象住宅が過去にこの資金補助を受けていない | ⑥令和8年2月28日までに完了する |
| ③市内の施工・設計業者に発注する | ⑦市税または市の各種資金貸付制度の滞納がない |
| ④市内の対象住宅に居住している | ⑧市のほかの助成制度による補助対象工事でない |
- ※共同住宅は専有部分のみ、
店舗併用住宅については居住部分のみ。

▼対象工事・設計

- ・改築工事／住宅の一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
 - ・増築工事／住宅部分の床面積を増加させる工事
 - ・修繕・模様替え／屋根や外壁の塗り替え、フローリングや壁紙の張替えなど
 - ・設備工事／キッチン、浴室、給湯器、洗面化粧台、トイレなどを改修する工事
 - ・公共下水道への接続工事／宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事
 - ・設計業務／上記の工事を行うための調査・設計業務
- ※単に外構工事やルームエアコンの設置は対象外です。
※耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度あります。

▼補助額

工事および設計費(税抜き)の5%相当額(上限10万円)

※1,000円未満切捨て(予算の範囲内)。

▼申込方法

申請書と見積書のコピーを持参の上、窓口へ(郵送不可)

受付 8月27日(水)から9月2日(火)までの8:30～17:15(土曜・日曜日は除く)

※受付期間に予算を超える申込みがあった場合には抽選を行います(申込み順ではありません)。

※予算に余りが出た場合、上記期間以降も受付を継続します。

問合せ 建築指導課 ☎(43) 1111 内線 572・573



こんにちは！

地域包括支援センターです

●地域包括支援センターは相談だけでなく 地域づくりのお手伝いもしています。

地域包括支援センターでは相談以外にもさまざまな活動をしています。

今回は地域に出向いて行っている「つながりづくり」活動を紹介します！

□出前講座

地域包括支援センター職員がご希望に沿って、高齢者にまつわるテーマについてお話しします。

出前講座をご希望の際は、希望日の2か月前までに各地域包括支援センターにご連絡ください。

申込み条件	おおむね10人以上のグループであること
テーマ(例)	教えて介護保険、知ってあんしん 認知症、フレイル予防でいきいきライフ



□各地域包括支援センター独自事業

東と西の各地区で行われる事業をご紹介します。どちらとも費用は無料です！

東地域包括支援センター

「セルフマネジメントの達人に学ぼう！」
～ぼくもわたしも子ども記者！～

おじいちゃん、おばあちゃんにインタビュー～

日時	①8月17日(日)10:00～14:30 ②8月19日(火)～27日(水) ③8月30日(土)10:30～15:00
場所	①ひらすかの郷(平須賀2-224) ②高齢者のお宅 ③ひらすかの郷
内容	①【事前ワークショップ】 ・インタビューの基本、高齢者の生活について、インタビューの原案づくり ②高齢者にインタビュー ・小学生2人1組、職員1名が同行し、見守り ③ふりかえり、まとめ ・発表資料を作成 ※①、③の昼食はこちらで用意します。
対象	小学4～6年生
定員	10人程度
申込み	8月15日(金)までに電話またはメール(higashihoukatsu-ny2@ark.ocn.ne.jp) ※メールの場合は件名に「子ども記者申込み」、本文に「名前」、「住所」、「電話番号」、「小学校名」、「学年」を記載してください。後日、持ち物など詳細をお知らせします。
問合せ	幸手東地域包括支援センター ☎(53) 6151

夏休み特別企画
集まれ小学生！

人生の大先輩から色々
教えてもらおう！
思い出に残る自由研究
にもおススメです！



問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8438

地域包括支援センターとは？

高齢者とその家族のための総合相談窓口です。

ご自宅などで生活するにあたって困りごとがあつて誰かに相談したい…。

そんな時、専門知識を持った職員が住みなれた地域でいつまでも生活ができるよう相談に乗ってくれます！

西地域包括支援センター

「認知症サポーター養成講座」

日時	①9月27日(土)10:00～11:30 ②12月20日(土)10:00～11:30 ③3月28日(土)10:00～11:30
場所	コミュニティセンター会議室
内容	認知症を正しく理解し、認知症の人とそのご家族をあたたく見守り、支える誰もが学べる講座
対象	市内在住の人
定員	10人(申込み順)
申込み	電話にて受付
問合せ	幸手西地域包括支援センター ☎(40) 3443

身近な人が認知症になったとき、どのように接したらいいのかを学べます！

地域包括支援センターは どこにあるの？

幸手市には東と西、2つの地域にあります。
相談の際はお住いの対象区域を確認してから、お越しください。

◎幸手東地域包括支援センター

場 所 ウェルス幸手
対象区域 権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区
業務時間 8:30～17:15(土曜・日曜・祝日は除く)

◎幸手西地域包括支援センター

場 所 幸手看護専門学校(旧香日向小学校)
対象区域 幸手・行幸・長倉・上高野小学校区
業務時間 9:00～17:45(土曜・日曜・祝日は除く)